

とする。

(提案理由)

反訴被告らから提起された土地明渡等請求事件について、対象土地の所有権に係る問題の解決を図るため、時効取得を原因とする共有者全員持分全部移転登記手続請求に係る反訴を提起する必要がある。

(参考)

事件の概要

- 1 令和4年12月15日付けで送達があった訴状により、反訴被告（本訴原告）らは、墨田区（本訴被告）に対し、対象土地について、相続によりその所有権を取得したことを理由に、土地の明渡し及び損害金の支払を求めて、訴え（本訴）を提起した（令和4年（ワ）第30505号土地明渡等請求事件）。
- 2 墨田区は、対象土地を売買により取得し平成4年4月1日から現在に至るまで占有し続けているが、土地明渡等請求事件に応訴するだけでは、これに勝訴したとしても、対象土地の所有権登記名義を墨田区に変更することができない。
よって、対象土地の所有権登記名義を墨田区に変更することで問題の解決を図るため、平成4年4月1日時効取得を原因とする共有者全員持分全部移転登記手続を求めて、反訴を提起するものである。